



第6次行財政改革大綱



令和3年1月19日
北海道中川郡池田町

1 はじめに

令和元年11月、中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症は、令和2年3月にはWHO（世界保健機関）がパンデミック（世界的大流行）との見解を示し、世界の人・モノの動き、経済活動が著しく制限され、世界経済は令和2年1～3月期に11年ぶりのマイナス成長に陥りました。感染症は、内外経済に甚大な影響をもたらしており、世界経済は、戦後最大とも言うべき危機に直面しています。

令和2年4月7日から5月25日まで緊急事態宣言を発令し、日本経済は、感染症拡大の影響により国難とも言うべき厳しい状況下に置かれました。個人消費は、イベントの中止や自粛・外出控えにより、消費者マインドの悪化も相まって停滞に陥りました。また、設備投資は、感染症の影響による業況悪化、先が見えない不確実性の大きさが企業の投資意欲を委縮させる要因になっています。こうした中で、国は、感染拡大防止、早期の収束とともに、雇用の維持、事業の継続など「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」である経済対策を講じました。大規模な経済対策下において、今後の国や北海道の厳しい財政状況は更に悪化することが予想され、池田町の歳入の約半分を占める国からの地方交付税を始めとする国庫補助金や道補助金などへの影響が懸念されます。

令和2年8月18日に発表された令和2年4～6月期の実質国内総生産（GDP）は、年率換算で27.8%減となり、平成21年1～3月期のリーマンショック時の17.8%減を超えて戦後最悪となりました。新型コロナウイルス感染拡大で個人消費を柱とする内需や輸出などで構成する外需が総崩れとなり、令和2年中に「二番底」へと転落すると言われていています。北海道は、全国よりも影響が深刻であり、日本ホテル協会北海道支部によると、札幌市内主要ホテルの稼働率は各月とも10%以下であり、売り上げは8～9割減となっています。北海道労働局によると、道内の6月の有効求人倍率は0.93倍と、6か月連続して前年同月を下回り、企業の採用人数が縮小しており、新規採用に慎重な企業が多い状況にあります。

実質GDPが500兆円を割ったリーマンショックの際は、元の水準に回復するまでに約4年かかっており、今回のコロナ禍は回復にそれ以上の期間がかかる見通しとされています。

池田町では、過去に第1次から第5次の行財政改革で財政の健全化や行政の効率化を進めるため、具体的な目標を掲げて、急激な社会情勢の変化に対する財政の悪化や組織運営のひずみなどに対応することを目的に行財政改革に取り組んできました。

過去に取り組んできた病院や中学校の改築などの大型事業に係る公債費の償還による今後の歳出増嵩と、地方交付税などの歳入に大きな増加が見込めないことから、ふるさと納税による各種特定目的基金のなお一層の活用が求められています。

現下の経済社会情勢において、明確な将来を俯瞰することは困難な状況にありますが、社会情勢の変化により多様化する住民ニーズへの対応や少子高齢化の進展により住民福祉に対する対応の拡大が見込まれ、人口が大きく増加するなど右肩上がりの社会環境が見込めないことから、財政収支バランスの取れた効率的な行財政の運営が必要となるため、引続き、財政の健全化や行政の効率化などの行財政改革に積極的に取り組むことが必要となっています。

本町では、これまで昭和62年1月24日に決定した第1次行財政改革大綱、平成9年4月14日に決定した第2次行財政改革大綱、平成16年5月10日に決定した第3次行財政改革大綱、平成22年10月15日に決定した第4次行財政改革大綱、平成26年12月26日に決定した第5次行財政改革大綱と5度にわたり行財政改革の取り組みを行ってきました。

今回の第6次行財政改革の取り組みは、第5次行財政改革の実施計画の期間が、令和2年度に終了すること、更には急速な社会情勢の変化により、限られた財源や人的資源を有効に活用し、多様化する行政需要に対応しながら、質の高いサービスを進めるため、具体的な取り組みとして実施計画を策定し、推進していくことを目的としています。

2 第5次行財政改革の取り組みと実績

第5次行財政改革大綱では、「財政健全化の推進」、「行政の効率化の推進」、「事務事業の見直しの推進」、「住民参加と開かれた行政の推進」、「職員の意識改革」、「省エネルギーと循環型社会の推進」、「公営企業会計の経営改革の推進」を項目の柱として行財政改革の取り組みを進めた結果、平成27年度から令和元年度までの5年間（令和元年度決算まで集計）における行財政改革の効果額は累計で12億2,208万円の行革効果を計上することができました。

その主な内容として、ふるさと寄附金については、返礼品やその送料などの経費を差し引いた額を各種基金へ積立を行っています。その他では、町有財産の売却、総合体育館・田園ホール・図書館・食肉センター・病院の指定管理の継続、とちぎ広域消防事務組合設立、公共施設の一部改修等による省エネ化、町内会等による資源ごみ回収の促進などに成果を上げてきました。

特に、ふるさと寄附金の採納額については、平成27年度約2億3千万円、28年度約4億3千万円、29年度約6億2千万円、30年度約5億3千万円、令和元年度約8億9千万円としており、町内経済及び基金積立に大きな影響を与えています。

また、平成23年10月から指定管理者制度に移行した池田町病院事業は、内科、外科、小児科、リハビリテーション科、小規模介護老人保健施設を標榜していましたが、町民からの要望により、小規模介護老人保健施設を20床から29床に増床し、眼科、整形外科の外来診療や人工透析治療（8床）を開始し、更に、皮膚科、泌尿器科の外来診療も始まり、地域の中心的な医療機関として、地域医療の確保に成果を上げてきました。

一方、第5次では、人事評価制度の給与等への反映、職員人件費・補助金交付金・使用料及び手数料の見直しなど一部未実施となっている課題項目があることから、第6次行財政改革においても継続課題として取り組みを推進します。

3 行財政改善のための基本的な姿勢

第5次行財政改革大綱の策定時以降、著しい人口の減少（国勢調査人口～H17:8,193人、H22:7,527人、H27:6,882人）と厳しい地域経済状況により、税収の大幅な増加は見込めず、加えて、高齢化の進行などにより社会保障関係費が増加するなど、池田町を取り巻く環境は大きく変化しており、継続した行財政改善の取り組みが求められていることから、大綱についての内容の検証及び見直しを行ない、第6次行財政改革大綱を策定しました。

具体的に改善に取り組む課題には、第5次行財政改革大綱で未達成の課題や新たに取り組むべき課題など行政の効率化の推進とともに協働のまちづくりを進めるうえで、住民を対象とした内容も含まれており、推進にあたっては、住民の方々をはじめ関係各機関に対する情報提供に努め、必要に応じて説明と協議を行っていきます。

また、第6次行財政改革大綱の実施期間は令和3年度から令和7年度までの5ヶ年とし、具体的な項目については、実施計画に定めて推進していきます。

4 具体的推進項目

第5次行財政改革に係る実施計画期間終了後の情勢変化に対応するため、次の項目を柱として行財政改革に取り組みます。

(1) 財政健全化の推進

本町は、歳入の大部分を地方交付税が占めているため、国の制度改革による地方交付税と国庫補助金の

幅削減により、事業の推進に大きな影響を受けてきました。このような状況に対応するため、行財政改革を推進してきましたが、本町財政を取り巻く環境は依然厳しい状況が続いています。

今後も人口の減少や少子高齢社会による労働力人口の減少などにより、町税や地方交付税の大幅な増額も期待できないことから、歳入にあった財政構造へと転換していくために、中長期的視点に立った財政収支計画を作成するなどして、財政の健全化を進めていきます。

① 安定した行財政の運営

中長期10ヶ年程度の財政収支を推計し、予想される財源不足を埋めるために財政計画を策定し、予算編成や投資的経費の事業計画などとの連動を図りながら効率的な行財政の運営に努めていきます。また、予定される大型事業などを計画的に進めるために基金の充実に努め、将来の財政需要に備えていきます。また、新たに「基金の一括運用の調査検討」を進めます。

② 自主財源の確保

地方自治体としての自主性・安定性を高め、行政サービスの質を確保するためには、安定した自主財源の確保が必要です。このため、使用料及び手数料の見直し、町有財産の売却や各種滞納金に対する徴収体制の強化を図ります。また、ふるさと納税制度を積極的に周知し、産業の活性化と自主財源の確保を進め、防災など各種事業への活用を図ります。

③ 義務的経費の抑制

職員定数の削減や国の給与制度に準じた人事給与制度の見直しなどにより、人件費総額の抑制を検討します。

(2) 行政の効率化の推進

地方公共団体においては、その事務を処理するにあたっては最少の経費で最大の効果を挙げるとともに、常に組織及び運営の合理化に努める（地方自治法第2条第14項及び第15項）という法の趣旨を踏まえつつ、行政組織の効率化を図り、職員一人ひとりがコスト意識を持ちながら、組織として明確な目標を設定し、成果を重視した行財政運営を進めていくことが必要です。限られた財源と人材を有効に活用するため、改めて住民の立場にたって行政が行うべき事務事業の範囲を見直し、時代に即応した効率的な行政運営を進めていきます。

① 組織機構の見直しと定数管理

事務事業の見直しや事務の電算化の推進により住民にとって判り易く簡素で効率的な組織機構の見直しを図ります。また、職員の能力の向上に努めながら、事務事業の内容や事務量を的確に把握することにより、組織機構の見直しと並行して適材適所の職員配置を行い、職員定数の適正化を推進します。更には、業務量の一時的な増減に対応するために事務分掌の見直しや職員等を効率的に配置するなど、柔軟で弾力的な組織運営を進めていきます。

② 人事給与制度の見直し

組織の活性化と職員の職務に対する意欲の向上に繋がる的確な人事給与制度を確立するために、人事評価制度の評価内容について給与等への反映を検討します。

③ 行政評価制度の充実

平成14年度から事務事業の達成度や成果を重視した効率的な事務事業の執行を目指して、行政評価を実施してきましたが、予算編成や組織の見直しなどに反映されていないことから、制度を見直し、運営手法などについて検討を加え、改善を図っていきます。

④ 効率化のための事務改善

文書管理（ファイリングシステム）や市内LANの有効活用、行政が保有するデータの有機的連結についての調査研究を進め、効率的で効果的な事務執行を積極的に進めます。また、各種団体の事務局業務を

各団体へ移管し、業務の縮減を進めます。新規項目として、旅費の見直しを行い、経費の抑制を図ります。

(3) 事務事業の見直しの推進

これまで、行政需要の多様化などに対応するため、多くの事務事業を実施してきましたが、財政環境の好転が期待できないことから、行財政改革全般を通して、各事務事業についてその必要性、民間との役割分担、他町村との協力による広域化などを検討しながら、効率的な事務事業の執行に取り組みます。

① 民間委託等の推進

厳しい財政環境が続く中で、これまでの前例・慣例にとらわれない新たな発想や効果的な方法を工夫し、行政が担うべき分野への効率的な行政資源の投入を行なうことなどにより、事務事業の整理合理化を進めるとともに民間活力の導入についても積極的に取り入れていきます。新たな民間委託の調査研究として、複数の施設・行政サービスの民間委託の調査研究を行います。また、地域おこし協力隊の導入を推進し、民間活力の導入を図ります。

② 行政の広域化の検討

新たな行政課題や複雑多様化する行政需要に的確に対応するため、今後一層行政の効率的運営が求められることから、他の自治体との協力による行政サービスの提供について検討を進めていきます。

③ 補助金等に係る交付の適正化

補助金等の認定及び交付について基準の統一化を図り、既存の補助金等についても、行政の責任分野、経費負担の在り方、対象団体の活動状況等を精査のうえ、実情に合わなくなったもの、既に目的や役割を終えているものについては、整理合理化をするなど見直しを積極的に推進します。

④ 公共交通の確保

スクールバスの運行方法の変更と新たなデマンド交通の検討・導入などを目指し、町民の利便性の向上を図ります。

(4) 住民参加と開かれた行政の推進

地方分権や国の財政構造改革が進展する中で、地方が自らの責任でまちづくりを進めることがより一層求められており、住民と行政がそれぞれの資源や能力を活かしながら協力し、連携していく取り組みが必要となっています。そのために、広報紙やホームページなどを通じ、住民と行政が互いに情報の共有を図りながら協働のまちづくりを進めていきます。

① 情報提供の推進

第2次行財政改革の際に情報公開条例が制定され運用が開始されていますが、同条例第30条及び第31条の規定に基づき、今後も住民に対し、広報紙・ホームページ及び出前講座など情報提供施策の充実に努めていきます。

② 住民参加の推進

厳しい財政状況下で多様化する住民要望に対して全てを行政が対応することは大変厳しい状況になっており、住民の積極的な参加が求められています。そのため、その基盤となる地域のコミュニティ組織をより活性化させ、自発的・自主的な活動の促進を進めることにより、支え合いの地域社会を形成していきます。

また、複雑・多様化してきている行政需要に的確に対応するため、各種審議会、懇談会等の附属機関については、幅広い委員の選任に配慮するとともに、会議の公開、委員の公募の推進など、住民の町政への参加機会の拡充について、検討を進めていきます。

(5) 職員の意識改革と内部統制の推進

地方分権の進展や事務の高度化、行政需要の多様化などにより、高度な能力が個々の職員に求められてきています。特に次代を担う若手職員については、住民ニーズに対する感覚と環境の変化に柔軟に対応でき、創造的能力を有する意欲ある職員に育てるために、経費の節減に努めながら各種研修の機会を与え、長期的視点に立った職員の能力開発と意識改革を進めていきます。

内部統制の目的は、業務の効率的かつ効果的な遂行を図り、担当職員の個人的な経験や能力に過度に依存することなく、組織として一定の水準を保ちつつ滞りなく業務を遂行することであり、内部統制そのものは、職員の日常の業務執行の中で行われるものであり、マニュアル等を遵守し、適正な業務執行に努めて行きます。

(6) 省エネルギーと循環型社会の推進

地球の温暖化防止への対応とエネルギーの安定供給の確保は、我が国のみならず地球規模で喫緊の課題となっており、本町においてもこの問題に積極的に対応していかなければなりません。CO₂を削減し地球温暖化問題の抜本的な解決を図っていくためには、化石エネルギーから自然エネルギーへの転換と自主的な省エネルギー行動を推進する必要があります。CO₂を削減し、地球の温暖化を防止するため、本町においても地球環境に配慮した自然エネルギーの活用と省エネルギー施策の取り組みを進めていきます。また、環境への負荷をできるだけ低減した循環型社会を目指して、ごみの減量化とリサイクルの積極的な推進を図り、ごみ処理経費の抑制を進めていきます。

(7) 公営企業会計の経営改革の推進（経営戦略及び改革プランの推進）

（ブドウ・ブドウ酒事業会計、水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計）

公営企業経営の基本は、常に企業の経済性を発揮しながらその本来の目的である公共の福祉を増進するよう運営されなければならないとされています。従って、住民福祉を増進するという観点から一定程度の一般会計からの繰り出しはやむを得ないものの、厳しい町財政を勘案すると、今後は一層自らの経営努力により事業会計の健全化に努める必要があります。

平成26年8月に国（総務省）から策定を求められた「経営戦略（病院事業は「改革プラン」）」は、「サービスの提供に必要な施設等の老朽化に伴う更新投資の増大、人口減少に伴う料金収入の減少等により、公営企業をめぐる経営環境は厳しさを増しつつあります。」とされ、「自らの経営等についての確な現状把握を行った上で、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組み、徹底した効率化、経営健全化を行うことが必要です。そのために、各公営企業において、中長期的な経営の基本計画である『経営戦略』を策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組みされるようお願いします。」とされています。計画期間は、10年間（病院事業は5年間）以上とし、3～5年間で見直し（ローリング）を行い、更に策定時等には、町民等へ説明・情報提供を進めることとされています。今回の第6次行財政改革大綱では、各会計ともに令和2年度までに『経営戦略』を策定することとされていることから（H28：水道事業会計・公共下水道事業会計・病院事業会計策定済、R2：ブドウ・ブドウ酒事業会計及び下水道事業会計策定予定）、行財政改革の個々の計画は、「経営戦略（病院事業は改革プラン）」に位置付けることとします。